

平成二十四年八月三十日付け広島県報（定期）第六十八号に登載の広島県規則第六十八号（広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則）の一部を次のように訂正する。

土木局住宅課長

ページ	行	誤	正
三	一〇、入居の有効期間の項	円	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
四	一一、入居の有効期間の項	円	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	一一	に改める。	に「広島県営住宅設置及び管理条例第59条」を「広島県営住宅設置、整備及び管理条例第59条」に改める。